

## ○ 経済産業省令 第五号

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日 経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第四1(3)ト中「別表第六(1)」を「別表第六1(1)」に改める。

別表第四6(1)に次のように加える。

リ 延長コードセットにあつては、次に適合すること。

- (イ) 電線電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード又は別表第一に規定する技術上の基準に適合する同表(6)イ(ロ)aの表に掲げるコード(単心コード及び二重被覆のコードを除く。)であつて、保護被覆を施したものであること。
- (ロ) マルチタップ、コードコネクタボディ及び差し込みプラグの寸法は別表第四6(1)ニ(ホ)aに規定するものとする。
- (ハ) マルチタップ又はコードコネクタボディの極数、差し込みプラグの極数及び電源電線の線心数が等しくなるように構成すること。ただし、2極の差し込みプラグ、マルチタップ又はコードコネクタボディにアースリード線又は外部アース端子が付いたものにあつては極数を3とみなす。
- (ニ) 電線と一体成型された差し込みプラグにあつては、主絶縁材料は次に適合すること。
  - a コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外面であつて、その栓刃(接地極を除く。)に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが400以上であること。
  - b 栓刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を温度850℃で行つたとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-3(2004)に規定するグローワイヤ着火温度が875℃レベル以上の材料は、この限りでない。
  - c 差し込みプラグの外郭が塩化ビニル混合物のものにあつては、栓刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料には熱硬化性樹脂を使用すること。
- (ホ) 電線の接続部であつて、コードかしめ部、コードはんだ付部、圧着かしめ部及びねじの先端で押し締めるものにあつては、電線を接続した端子に定格電流の1.2倍に相当する電流を45分間通電し、45分間休止する操作を125回繰り返したとき、25回目の通電の終りと125回目の通電の終りの温度差が8℃を超えないこと。
- (ヘ) 延長コードセットの器体には、容易に消えない方法で安全に接続することができる最大の電力又は定格電流の値を表示してあること。

別表第四6(2)に次のように加える。

- ニ 延長コードセットの定格電流は 15A又は 20Aとし、かつ、定格電流とマルチタップ又はコードコネクターボディ及び差し込みプラグの定格電流と等しくなるように構成すること。
- ホ 延長コードセットの定格電圧は 125V又は 250Vとし、かつ、定格電圧とマルチタップ又はコードコネクターボディ及び差し込みプラグの定格電圧と等しくなるように構成すること。

別表第四附表第七点減器並びに接続器及びその附属品の項表示すべき事項の欄に次のように加える。

- 11 延長コードセットにあつては、コの文字
- 12 延長コードセットにあつては、束ねて使用することを禁止する旨。ただし、表示することが困難なものにあつてはこの限りでない。

別表第八2(86)イ(ハ)中「ソケットの」を「光源」に、同表2(86)イ(ニ)中「又はけい光ランプ」を「けい光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ」に改め、同表2(86)イに次のように加える。

- (ヘ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- (ト) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86)ハ、(86 の8)ハ、(88)ハ及び(107)ハ中「通常の使用状態において、」の下に「入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、」を加え、同表2(86)ハ、(86 の4)ハ、(86 の7)ニ、(86 の8)ハ及び(87)ハの表中アスベスト口金のものの項を削る。

別表第八2(86)ホ(イ)に次のように加える。

d エル・イー・ディー・電気スタンドであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが 10mm 以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八2(86 の3)中「ハ」を「ニ」とし、「ロ」を「ハ」とし、「イ」を「ロ」とし、ロの前に次のように加える。

#### イ 構造

- (イ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- (ロ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86 の3)中ハ「電圧を加え」を「電圧を試験品に連続して加え」に改める。

別表第八2(86 の4)イ(ホ)中「電球」を「光源」に、同表2(86 の4)イ(ヘ)中「ソケットの」を「光源」に改め、同表2(86 の4)イに次のように加える。

- (ト) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- (チ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86の4)ハ及び(87)ハ中「入力端子に」を「通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、入力端子に」に改める。

別表第八2(86の4)ニ(イ)に次のように加える。

- c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八2(86の4)チ(ロ)中「ランプのソケット」を「光源取付け部」に改める。

別表第八2(86の7)の前に次のように加える。

(86の6の2) エル・イー・ディー・ランプ

イ 構造

- (イ) 口金等の導電部は、銅又は銅合金であること。
- (ロ) 口金のかん合部の寸法は、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。
- (ハ) コンデンサーを有するものにあつては、電源を遮断したときに、口金の異極充電部間の電圧は1秒後において、45V以下であること。ただし、口金の異極充電部から見た回路の総合静電容量が0.1 $\mu$ F以下であるものにあつてはこの限りではない。
- (ニ) 一般照明用に使用するエル・イー・ディー・ランプにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- (ホ) 供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

ロ 絶縁性能

附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 口金の接着強さ

- (イ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ピン根元とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の種類及び大きさ		ねじりモーメント(Nm)
ピンが2本のもの	GX53	3
	B22d	3

- (ロ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ねじ部とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の大きさ	ねじりモーメント(Nm)
E11	0.8
E12	0.8
E14	1.15
E17	1.5
E26	3

別表第八2(86の7)二中「試験品に加え」を「試験品に連続して加え」に改める。

別表第八2(86の8)の前に次のように加える。

(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

#### イ 構造

- (イ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。
- (ロ) グローブ、カバー等を有するものにあつては、器体の内部に虫、じんあい等が侵入し難い構造であること。
- (ハ) 光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又は緩み止めを施すこと。
- (ニ) プルススイッチを有するものにあつては、引きひもを操作することによりプルススイッチが破損せず、かつ、絶縁距離が附表第二に掲げる値以下にならない構造であること。
- (ホ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(エル・イー・ディー・ランプを除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。
- (ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75\text{mm}^2$ 以上のものであること。
- (ト) 器具の質量が $3\text{kg}$ を超えるものにあつては、電源電線でつり下げる構造のものでないこと。ただし、器具の補強索等により機械的強度を強化した電源電線を使用するものにあつては、この限りでない。
- (チ) 器具の重さが $5\text{kg}$ を超えるものにあつては、ローゼットの電氣的接続部に荷重が加わらないこと。
- (リ) つり下げ型のものにおいては、引きひも取付け部及び引きひもは、次に適合すること。
  - a 器具を通常の使用状態に取り付け、引きひも取付け部に $70\text{N}$ の引張荷重を1分間加えたとき、これに耐えること。
  - b aの試験の後、引きひもの先端に $50\text{N}$ の引張荷重を1分間加えたとき、引きひもは切断せず、かつ、 $150\text{N}$ の引張荷重を加えたとき、引きひもは切断すること。
  - c a及びbの試験の後、器体に異状が生じないこと。
- (ヌ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- (ル) 供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

## ロ 絶縁性能

屋外用のものにあつては附表第三1、2及び3の試験を、その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

## ハ 平常温度上昇

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては、光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠、グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(°C)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230

(備考)1 この表において、基準周囲温度は、30°Cとする

2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

## ニ 熱変形

ハに規定する試験条件を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。

## ホ 耐熱衝撃性

屋外用のものにあつては、ハに規定する試験状態のままで、周囲温度より10K低い温度(4°C以下の場合、4°Cとする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。

## ヘ 機械的強度

つり下げ型のものにおいては、試験品を通常の使用状態に取り付け、次の(イ)及び(ロ)に掲げる試験を行ったとき、各部にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、電源電線で器具をつり下げる構造のものにあつては、電源電線の接続端子に張力が加わらないこと。

(イ) 器具の質量の4倍の値(器具の質量の4倍の値が8kg未満のものにあつては8kgの値)に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に1時間加えること。

(ロ) 引きひもを有するものであつて器具の質量が5kg未満のものにあつては、器具の質量の値に15kgを加えた値に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に1分間加えること。

別表第八2(86の8)イに次のように加える。

(二) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86の8)ニ(イ)に次のように加える。

- c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八2(87)イに次のように加える。

- (へ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(87)ニ(イ)に次のように加える。

- c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八2(87)ト(ロ)中「ランプのソケット」を「光源取付け部」に改める。

別表第八2(88)イ(イ)中「電球」を「光源」に改める。

別表第八2(88)イ(ハ)に次のように加える。

- e 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数及び光源の種類、並びに送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。

別表第八2(88)イ(ニ)中「電球」を「光源」に改める。

別表第八2(88)イに次のように加える。

- (へ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(88)ロ(イ)中「電球」を「光源」に、同表2(88)ロ(ロ)中「電球」を「光源」に改める。

別表第八2(107)イ(ロ)中「白熱電灯又は放」を削る。

別表第八2(107)イに次のように加える。

- (ハ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- (ニ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八附表第六中

「 白熱電球及び蛍光ランプ	1 定格電圧(白熱電球の場合に限る。) 2 定格消費電力	」	を
------------------	---------------------------------	---	---

<p>写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ及び庭園灯器具</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定格電圧</li> <li>2 定格消費電力(放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。)</li> <li>3 適用電灯の定格消費電力</li> <li>4 定格周波数(放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。)</li> <li>5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具及び放電灯器具の場合に限る。)</li> <li>6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯の場合に限る。)</li> <li>7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号</li> </ol>	
--	---	--

<p>白熱電球、蛍光ランプ及びエル・イー・ディー・ランプ</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定格電圧(安定器を内蔵しない蛍光ランプを除く。)</li> <li>2 定格消費電力</li> </ol>	
<p>写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具並びにエル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ並びに庭園灯器具</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定格電圧</li> <li>2 定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。)</li> <li>3 適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。)</li> <li>4 定格周波数(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。)</li> <li>5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イー・ディー・電灯器具の場合に限る。)</li> <li>6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。)</li> <li>7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号</li> </ol>	<p>に改める。</p>

別表第九2(2)に後段として次のように加える。

ただし、組電池であつて、はんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機器に固定して用いられるものその他の特殊な構造のもの(以下「特殊な構造の組電池」という。)については、この限りでない。

別表第九2(3)、3(1)口及び3(3)に後段として次のように加える。  
ただし、特殊な構造の組電池にあつては、この限りでない。

別表第九3(2)中「充電組電池」の下に「及び特殊な構造の組電池」を加える。

#### 附 則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、平成二十四年一月十三日から施行する。